

嬉野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和4年度定期監査（学校監査）結果を次のとおり公表する。

令和5年1月23日

嬉野市監査委員 富永 敏文

嬉野市監査委員 三根 清和

1 監査対象校

久間小学校、塩田中学校、嬉野小学校、吉田中学校

2 監査実施日

令和5年1月16日、17日

3 監査範囲

令和4年4月1日から令和4年12月31日までに執行された事務事業

4 監査方法

監査の実施に当たっては、予算の執行状況、備品等の管理状況及び学校等施設の目的外使用に係る事務等について、各監査対象校及び所管課から提出された関係資料に基づき、関係職員から説明を聴取して監査した。また、工事、修繕箇所及び備品等の管理状況については、現場での確認を担当者の立会いのもと実施した。

5 監査結果

(1) 予算の執行状況

監査対象4校とも、特に予算の執行に遺漏はなく、概ね良好であると評価した。

(2) 備品、薬品等の管理状況

いずれの学校においても備品管理については、良好であると認めたが、備品台帳に一部記載誤りが見られたので適正に処理されたい。

理科で使用する薬品に関し、前回指摘した長期間不使用となっている薬品の処理については、適切に廃棄処分が行われていた。

薬品の保管については適切に行われていたが、薬品台帳も一部記載誤りが見られたので適正に処理されたい。また、薬品台帳について、様式が学校によって異なっており、記入のタイミングなど取扱いが違っているため、市内小中学校で統一した様式を整備し、記入方法を見直して統一化するなど、より厳重な管理に努められたい。

(3) 学校等施設の目的外使用に係る事務

学校等施設の目的外使用について、使用料の減免の基準が統一されていないように見受けられた。市内小中学校が統一した取扱いとなるよう基準の周知を徹底されたい。

また、条例に使用料の減免について特例が規定されてはいるが、使用料の減免は、あくまでも例外的なものであり、安易な判断による減免を避け、その妥当性を明確にするため、使用許可書の控え等に減免理由及び根拠規定を明記し、担当者だけではなく、第三者から見てもわかるよう事務処理されたい。

(4) 学校施設の警備の状況

市内小中学校施設は、警備会社への委託により警備が行われているが、毎日の巡回点検報告書に学校責任者の確認印の漏れが見受けられたので適切に処理されたい。

また、巡回時の状況として、「体育館使用中」、「教職員在中」などの報告がされた場合は、その後の状況を確認されたい。

さらに、毎日の巡回点検を行わず、機械警備のみの学校も見受けられた。市内全学校で毎日の巡回点検を実施することを検討されたい。

6 まとめ

各監査対象校ともに児童・生徒の学力向上と豊かな心を育てる教育に力を注がれ、校長先生の知恵袋事業など、それぞれ熱意ある学校教育の推進を行い、コミュニティスクール等で地域住民と連携した学校運営に努められていた。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、学校運営にも大きく影響しており、各学校では感染対策に最大の注意を払い、児童・生徒の安全管理に努めておられた。今後もウィズコロナに対する取り組みは、対応が変更されながらも継続していかざるを得ないと考えられるが、教職員全体でウィズコロナに対する共通認識を持ち、児童・生徒の安全安心な学校生活の維持に努められたい。

最後に、将来「歓声が響きあう嬉野市」を担う心豊かでたくましい「嬉野っ

子」を育成するため、学校、家庭、地域の連携を深めながらそれぞれの教育機能を十分発揮し、子供たちの「確かな学力・豊かな人間性・健康な体」の習得に尽力されたい。